

## 国債振替決済制度の利用規定

(口座の開設等)

第1条 当金庫は、日本銀行の定める「国債振替決済制度に関する規程」に基づき、当金庫に預け主名義の国債証券保護預り口座を開設し、次により取扱います。

(日本銀行への再寄託等)

第2条 保護預り国債証券については、他の預け主から預入れられている国債証券と混蔵保管し、または日本銀行へ再寄託します。

(国債証券の一括登録等)

第3条 日本銀行に再寄託された国債証券は、他の銀行等から寄託されている国債証券と混蔵保管され、または日本銀行名義により一括登録されます。

(新発債、登録債の保護預り手続)

第4条 新規発行国債証券または登録除却にともなう国債証券を保護預りするときは、当金庫または日本銀行が当該国債証券を国債発行者または国債登録機関から直接受領することができるものとします。

(振替)

第5条 この口座は、他の口座からの国債証券の振替を受けることまたは他の口座への国債証券の振替を行うことができます。この場合、受入記帳が行われたときに当該国債証券が預入れられ、または引出されたものとします。

ただし、日本銀行が別に定める国債証券については他の口座への振替はできません。

(共有権)

第6条 預け主は、第2条および第3条により混蔵保管および一括登録されている国債証券について、それぞれ保護預り国債証券の額に応じて共有権を取得します。保護預り国債証券を引出したときは、その引出し額に応じて共有権を喪失します。

2 前項の共有権の取得および喪失については、預け主は他の預け主との協議を要しないものとします。

(規定の適用)

第7条 この規定に定めない事項については、当金庫国債証券等の保護預り規程により取扱います。

(この規定の変更)

第8条 この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上

(2020年 4月改訂)